

令和3年9月13日

建設業者団体の長殿

建設企画課長

建設工事の入札における暫定措置の延長について

令和3年4月23日付け「令和3年度予算の早期執行について」によりお知らせしておりました入札手続きについて、今年度の円滑な予算執行を図るため、下記のとおり期間延長を行うこととしましたので、お知らせします。

記

1. 指名競争入札の適用期間の延長

土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事（「主たる目的が地すべり対策である工事」及び「法面吹付工事」に限る。）、舗装工事の7千万円以上1億円未満の価格帯については、令和4年3月末まで指名競争入札の期間を延長する。